

していきょうどうせいかつえんじよじぎょうしよ
「指定共同生活援助事業所 みなと」 重要事項説明書

とうじぎょうしよ りようしゃ きょうどうせいかつえんじよ ていきょう
当事業所では、利用者へ「共同生活援助」を提供します。
とう りよう げんそく かいごきゆうふ しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ
当サービスの利用は、原則として介護給付の、「障害者の日常生活及び社会生活
そうごうてき しえん ほうりつ しょうがいしゃそうごうしえんほう じりつしえんきゆうふ
を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)における自立支援給付の
しきゆうけつてい かた たいしやう
支給決定を受けた方が対象となります。

ほんじゆうようじこうせつめいしよ とうじぎょうしよ りようけいやく ていけつ きぼう かた たい
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対し
しゃかいふくしほうだい じょう もと とうじぎょうしよ がいよう ていきょう ないよう
て、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容
けいやくじょう ちゆうい せつめい
契約上ご注意くださいことを説明するものです。

◇◆もくじ◆◇

1. サービスを提供する事業者.....1
2. 利用事業所1
3. サービスに係る設備等の概要.....2
4. 従業員の配置状況2
5. 6. 当事業所が提供するサービス.....2,3
7. 利用料金等4
8. 入居・退居.....5
9. 利用者の記録や情報の管理、開示について..... 6
10. 非常災害時の対策.....7
11. 緊急時における対応方法7
12. 事故発生時における対応方法..... 7
13. 虐待防止について..... 7
14. 苦情の受付について8

しゃかいふくしほうじん しょうわかい
社会福祉法人 正和会

していきょうどうせいかつえんじよじぎょうしよ
指定共同生活援助事業所 みなと

とうじぎょうしよ ぎふけん してい う
当事業所は岐阜県の指定を受けています。

ぎふけんしてい
(岐阜県指定 2121300319号)

1. サービスを提供する事業者

| | |
|----------------------------|--|
| めい しょう 名称 | しゃかいふくしほうじん しょうわかい 社会福祉法人 正和会 |
| しょざいち 所在地 | ぎふけんかもぐんやおつちようわち ほんち 岐阜県加茂郡八百津町和知940番地5 |
| でんわばんごう 電話番号 | 0574-43-0519 |
| だいひょうしゃしめい 代表者氏名 | りじちよう よしだ まり 理事長 吉田 万里 |
| ほうじん せつりつねんがっぴ 法人の設立年月日 | しょうわ ねん がつ にち 昭和53年7月31日 |

2. 利用事業所

| | |
|---------------------------------------|--|
| じぎょうしょ しゆるい 事業所の種類 | へいせい ねん がつ にちしてい ぎふけん ごと 平成26年4月1日指定 岐阜県 2121300319号 |
| じぎょうしょ めいしょう 事業所の名称 | していきようどうせいかつえんじょじぎょうしょ 指定共同生活援助事業所 みなと |
| | きようどうせいかつえんじょじぎょう 共同生活援助事業 |
| しゅ たいしょうしゃ 主たる対象者 | ちてきしょうがいしゃ さいみまん もの のぞ 知的障害者(18歳未満の者を除く) |
| しせつ しょざいち 施設の所在地と 連絡先 | ぎふけんかもぐんやおつちようみなと ほんち 岐阜県加茂郡八百津町南戸408番地47 |
| | TEL 0574-50-2744 |
| | FAX 0574-50-2744 |
| しせつちよう かんりしゃ [施設長(管理者)] | ざんま ひでかず 座馬 秀和 |
| かんりせきにんしゃ [サービス管理責任者] | やまだま ゆみ 山田真由美 |
| じっしちいき サービスの実施地域 | やおつちようない 八百津町内 |
| しせつ もくてき およ ounえい 施設の目的及び運営 の方針 | きようどうせいかつえんじょじぎょうしょ りようしゃ いし およ じんかく 共同生活援助事業所 みなとは、利用者の意思及び人格 を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定 共同生活援助等の提供を確保することを目的とする。利用 者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活 を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の 状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居 において入浴、排せつ及び食事等の介護、相談その他の 日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものとする。 |

| | |
|----------|--|
| | サービスの提供に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 |
| 施設の開設年月日 | 平成26年4月1日 |
| 定員 | 7人 |

3. サービスに係る設備等の概要

(1) みなど

| | | | | | |
|------------|---|----------------------|--------------|----|-----------------------|
| 所在地 | 岐阜県加茂郡八百津町南戸字若木408番地47 | | | | |
| 建物の構造 | 木造1階建て 延べ床面積 258.712 m ² 平成26年新築 | | | | |
| 施設設備の種類 | 室数 | 面積 | 施設設備の種類 | 室数 | 面積 |
| 居間・食堂 | 1 | 47.430m ² | トイレ | 2 | 6.378m ² |
| 厨房(調理室) | 1 | 7.620m ² | 身障者トイレ | 1 | 3.465m ² |
| 居室 | 7 | 88.200m ² | 浴室 | 2 | 6.480m ² |
| 洗面・脱衣所・洗濯室 | 2 | 17.783m ² | 支援員室浴室・洗面脱衣室 | 1 | 4.051m ² |
| 支援員室 | 1 | 21.525m ² | 廊下・玄関 | | 44.390m ² |
| 物入れ・倉庫 | 6 | 11.390m ² | 合計 | 21 | 258.712m ² |

※当事業所のみなどは、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

(2) みなどと設備ご利用上の注意事項

当事業所において、建物・設備など皆で使うものですから、大切に取り扱い扱ってください。
また、通所先の建物・設備なども皆で使うものですから、大切に取り扱い扱ってください。

4. 職員の体制

(1) 職員の配置(みなど)

| 職 種 | 員数 | 区 分 | | | | 常勤換算 |
|-------|----|-----|----|-----|----|------|
| | | 常 勤 | | 非常勤 | | |
| | | 専従 | 兼任 | 専従 | 兼任 | |
| 1 管理者 | 1 | | 1 | | | |

| | | | | | |
|-------------|---|--|---|---|-----|
| 2 サービス管理責任者 | 1 | | 1 | | 0.2 |
| 3 生活支援員 | 8 | | 1 | 7 | 0.7 |
| 4 世話人 | 4 | | 1 | 3 | 0.7 |
| 5 夜間支援体制従事者 | 4 | | | 4 | |
| 計 | 9 | | 2 | 7 | |

※当事業所のみなどでは、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定共同生活援助を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5. 営業日、営業時間、サービス提供時間(みなと)

| | |
|-------------|--------------|
| 1. 営業日 | 月曜日から日曜日(通年) |
| 2. 営業時間 | 午前9時から午後5時まで |
| 3. サービス提供時間 | 午後3時から午前9時まで |

※ 常勤換算とは・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例:週40時間)で除した数です

(1)各職種の勤務体系

| 職種 | 勤務体系 | 時間帯 |
|-----------|------------------|-------------------------------------|
| 管理者(兼務) | 正規の勤務時間帯 | (8:30~17:30) |
| サービス管理責任者 | 正規の勤務時間帯 | (8:30~17:30) |
| 生活支援員 | 正規の勤務時間帯 | (8:00~17:00) |
| 世話人 | 正規の勤務時間帯 (通年) | 早勤 (7:00~11:00) 遅勤 (16:00~20:00) |
| 宿直員 | 正規の勤務時間帯 | (20:00~7:00) (通年) |

6. 提供するサービスの概要

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。当事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは利用者へに交付いたします。共通するサービスの内容は下記のとおりです。

| サービスの種類 | サービスの内容 |
|---------|---|
| 相談及び援助 | 相談及び援助 利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。 |

| | |
|----------------------------|--|
| <p>しよく じ 食事</p> | <p>せわにん えいようし が 栄養 と 各人の 嗜好 を 考 えて、バラエティーに富んだ献立を工夫し、提供します。(食材料費及び食事に係る水道光熱費は対象外サービスです。)</p> |
| <p>せつはい 排泄</p> | <p>はいせつ かん えんじょ おこな 排泄に関する援助を行います。</p> |
| <p>にゆう よく 入浴</p> | <p>にゆうよく かん えんじょ おこな 入浴に関する援助を行います。</p> |
| <p>きが 着替え ・ せいやうなど 整容等</p> | <p>み 身だしなみ、清潔さには特に注意を払います。 りようしゃ この 利用者 の 好みにより、希望があれば付き添って購入します。季節による衣替え、整理整頓。</p> |
| <p>かつ どう し えん 活動 支援</p> | <p>ちいきぎょうじ さんかそくしん 地域行事への参加促進。 ちいきしょうてん たんどくか ものなど しえん 地域商店への単独買い物等を支援し、自主性を育てます。</p> |
| <p>けん こう かん り 健康 管理</p> | <p>じょうじ せわにんなど かんさつ しつぺいよぼう けんこうかんり つと 常時は、世話人等により観察、疾病予防、健康管理に努めます。また、緊急時必要により、協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 りようしゃ がいぶ いりようきかん つういん ばあい 利用者 が 外部の 医療機関 に 通院 する 場合には、その 付き 添い等 について 配慮 します。(付き添い料がかかる場合があります。)</p> |

7. 施設に支払っていただく利用料等

しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しょうかいせいかつ そうごうてき しえん ほくりつ そうごうしえんほう へいせい 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、総合支援法(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)に基づくサービスに要する費用額の算定を厳守しています。費用額の算定は省令により増減することがあります。

* 介護給付費サービス内容の料金

かいごきゅうふひ ないよう りょうきん 介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が介護給付費の給付対象となります。

じぎょうしゃ かいごきゅうふひとう きゅうふ しちょう ちよくせつう と だいにじゆりよう ばあい りようしゃ ふ 事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なほ、ていりつふたん りようしゃふたんがく、けいげんとう てきよう ばあい かぎ 定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。

※「加算」には下記の加算があります。

「夜間支援等体制加算Ⅱ1」「人員配置体制加算Ⅰ4」「処遇改善加算Ⅲ」

(報酬は年度により変動があります。そのつど厚生労働大臣が定める障害者総合支援法の関係諸法令を適用・順守します。)

※ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内の額といたします。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

※詳細は担当者にお尋ね下さい。

(2) 対象給付費外のサービス利用料金(みなと)

| 内 容 | 金 額 |
|---|------------|
| (1)・家賃 25,000円 ・年金管理費 2,000円 | 月額27,000円 |
| (2)・食材料費 18,000円 ・光熱水費 18,000円 ・日用品費 3,000円 上記は 預り金とします。毎月末照合し、3ヶ月ごとに精算する。 | 実 費 |
| (3) その他、みなとで立て替えたお金 (保健衛生品・教養娯楽費等、利用者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用をいただきます。) | 実 費 |
| (4) A I G 損害保険 (社)岐阜県知的障害児者生活サポート協会 | 年額 19,500円 |

(3) 支払い方法

前記の(1)と(2)の料金・費用は、毎月27日に翌月分を利用者本人口座から引き落とさせて頂きます。(3)につきましては、小遣いよりお支払い頂きます。 ※現金を受領した場合は、領収書を発行します。

(体験入居について)

食費：朝食 220円 ・ 昼食 340円 ・ 夕食340円 (おやつ代は実費)
シーツ・布団代金 日：120円

8. 入居・退居

(1) 入居

① 共同生活援助について介護給付費支給決定を受けた方で、みなとへ入居を希望される方は、電話等でご連絡ください。みなとのサービス提供に係る重要事項についてご説明いたします。

② 入居が定決した場合は、契約を締結します。契約の有効期限は介護給付費支給決定の期間と同じです。ただし、引き続き支給決定を受け、利用者からの契約終了の申し出が無い場合は、自動的に更新されるものとします。

③ 入居に際しては、適正なサービス提供するために、心身の状況、病歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了

- ① 利用者が当事業所に対し30日間の予告期間をおいて文書で通知を行った場合は、この契約を解除することができます。
- ② 当事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または、当事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- ③ 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三料金を支払うよう催促したにもかかわらず、期限までにお支払いいただけない場合、または利用者が当ホームや当ホーム職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、契約を解除し、退居していただくことがあります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- ④ やむを得ない事情により当ホームを閉鎖または縮小する場合、契約を解除し、退居していただく場合があります。この場合、契約を解除する日の30日前までに文書で通知します。

(3) 契約の自動終了

次の場合は、連絡がなくとも契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の共同生活援助事業所や介護給付費制度対象施設等に入所した場合。
- ② 共同生活援助の介護給付費支給期間が終了し、その後支給決定がない場合(所定の期間の経過をもって終了します。)
- ③ 利用者が亡くなった場合。

9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)なお、事業所は他の障害福祉サービス事業者に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

(1) 個別支援計画

(2) サービス提供の具体的な内容

(3) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項

(4) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など

(5) 利用者からの苦情の内容

(6) 事故の状況及び事故に際しての対応

※保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

※閲覧・複写ができる窓口業務時間は、午前9:00～午後5:00です。

(窓口は、それぞれ利用されている事業所となります。)

10. 非常災害時の対策

事業者は、火災設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

11. 緊急時における対応方法

事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行い必要な措置を行います。

| 連絡先(内容) | 医療機関名 | 電話番号 |
|------------|-----------------------------|--------------|
| 協力医(内科) | 佐藤クリニック | 0574-43-1200 |
| 協力医(精神科) | かかみがはらびょういん 各務原病院 | 0583-89-2228 |
| 緊急搬送病院(総合) | ちゅうぶこくさいいりりょう 中部国際医療センター | 0574-66-1100 |

12. 事故発生時における対応方法

事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに岐阜県、市町村、当該利用者の家族などに連絡を行い必要な措置を行います。また、サービスの提供により事業者の責任と認められる事由によって賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。

13. 虐待防止・身体的拘束等の禁止について

事業者は、常に利用者の人格を尊重する観点に立ち、利用者への虐待防止に必要な措置を講じます。また、利用者及び他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除いて、利用者等の身体拘束その利用者の行動を制限することはいたしません。

虐待防止に関する責任者 氏名 座馬 秀和 [職名] 管理者

14. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付(本体施設しおなみ苑)

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口 [職名] しおなみ苑 サービス管理責任者 おぐら たかひろ 小倉 隆寛
生活支援員 せいかつしえんいん さとう ゆか 佐藤 由佳

○受付 随時

○苦情解決責任者 しめい ざんま ひでかず 氏名 座馬 秀和 [職名] 管理者

○第三者委員 だいいさんしゃいいん しめい おおわき とみえ 氏名 大脇 富江 かわい のぼる こうけつ ひでゆき 川合 昇 瀬瀬 秀行

こうけつ ふるた やすこ 瀬瀬 かま子 古田 保子

※苦情受付等はバックアップ施設、障害者支援施設「しおなみ苑」(住所 加茂郡 八百津町南戸397-4 電話0574-42-0005)に準じて行います。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

| | |
|--|---|
| <p>やおつちようやくば けんこうふくしか 八百津町役場 健康福祉課</p> | <p>しよざいち かもぐんやおつちようやおつ ばんち 所在地 加茂郡八百津町八百津3903番地 でんわばんごう 電話番号 0574-43-2111(代) うけつけひ じかん へいじつ 受付日・時間 9:00~16:00(平日)</p> |
| <p>ぎふけんうんえいてきせいかいじんかい 岐阜県運営適正化委員会</p> | <p>しよざいち ぎふししもなら ちようめ ばんごう 所在地 岐阜市下奈良2丁目2番7号 でんわばんごう 電話番号 058-278-5136 ふあックス 058-278-5137 うけつけひ じかん 受付日・時間 9:00~16:00</p> |

れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日

指定障害福祉サービス施設に関するサービス(共同生活援助)の提供及び利用の開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

せつめいしゃしよくめい
説明者職名

サービス管理責任者

山田 真由美

いん
印

私は、本書面に基つき事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービス(共同生活援助)に関するサービスの提供及び利用の開始に同意しました。

りようしゃじゆうしよ ぎふけんかもぐんやおつちようみなと ばんち
利用者住所 岐阜県加茂郡八百津町南戸408番地47

しめい
氏名

いん
印

みもとひきうけにん ほごしゃじゆうしよ
身元引受人・保護者住所

しめい
氏名

いん
印

じゆうようじこうせつめいしよ しゃかいふくしほうだい じょうおよ だい じょう もと こうせいろうどうしやうれい
この重要事項説明書は社会福祉法第76条及び第77条に基づく、厚生労働省令
だい ごう へいせい ねん がつ にち きてい りようもうしこみしやまた かぞく
第171,172号(平成18年9月29日)の規定により、利用申込者又はその家族への
じゆうようじこうせつめい さくせい
重要事項説明のために作成したものです。